

## 陳 情 文 書 表

受理番号	陳情6第21号	受理年月日	令和6年8月20日
件名	「利害関係者」という誤解を招く表現が使われたことに関して説明を求める陳情		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>平成25年の児童館・学童保育の民営化の際、現役の学童の保護者は「利害関係者」として選定委員になることができなかった。そのため、学童のOB・OG保護者が「学童に精通する者」として選定委員に加わり、当該施設の実態を反映した民営化が行われた。</p> <p>令和3年から始まった今回の児童館・学童保育の民営化では、学童利用が3年生から6年生までに拡大されたことをきっかけに、学童が利用できるかどうかは関係なく、該当の小学校保護者や地域住民全員が「利害関係者」と呼ばれ、選定委員になれなくなった。令和3年に「利害関係者」について説明を求める陳情を提出したが、結果的に議会で否決されたため、区民への説明は無かった。</p> <p>この「利害関係者」という定義について継続して説明を求めた結果、令和6年7月11日に行われた緑が丘児童館・学童保育民営化の地域説明会において、行政は「利害関係者」は誤解を招く表現だったと認めるに至った。議会で採択されていれば、もっと前には是正されていたのではないだろうか。</p> <p>現在の行政は「選定委員は行政が責任をもって選んでいる。小学校保護者や地域代表には行政判断で選定委員にはなれない」という内容をもって説明責任を果たしたとしている。今に至っても特定の区民が選定委員になれない理由については「行政の責任として判断した」というだけで、根拠などは説明されていない。</p> <p>利害関係者という単語を使っている当時から、行政は「説明責任は果たしている」と言い続けたが、このように質問や陳情などを繰り返すことで、行政もようやく「誤解を招く表現」だと自らの間違いに気づき訂正に至った。</p> <p>現時点で行政は区民を選定委員から「積極的に除外してない」と説明しているが、これまでの議会等の答弁で「特定の区民」に対して選定委員には入れない、なんらかの条件がある事は分かっている。それが一番よく分かる答弁は、令和4年2月の文教・子ども委員会で、議員から利害関係者についての質疑の中で「特定区民の排除ではないか」という質問に対して、当時の子育て支援部長が答えた以下の内容である。</p> <p>「私ども今回は保護者の方をどなたかをピンポイントで、あたかもさも排除しているかのような言われ方されていますけれども、決してそうではございません</p>			

ので、ある一定の条件の中でそういったような方の外部の方は今回は、学識経験者は別ですけれども、入れない」

「そういったような方」が全区民を指してないのは確認が取れている。さらに、この「一定の条件」が該当とする「そういったような」区民が存在し、その区民が「利害関係者」であることも確認がとれている。

「利害関係者」という言葉を行政が使わなくなっただけで、この議会答弁にある「一定の条件」については「行政責任での判断」の一点張りでそれ以上の説明はしていない。区民への説明が無く一方的に特定の区民を区別することを「恣意的」というのではないか。それ以前に、そもそも「一定の条件」というのが行政内に存在しているのか。

これまでの行政の回答の中には「一定の条件」についての言及もある。

一つは学童保護者や地域代表を選定委員へ要望したときの次の回答である。

「審査の公平性と透明性を確保しつつ、応募事業者に対する説明責任が求められること、また、できる限り恣意的な評価を排除し客観的な評価を行う必要があることが大前提となります。このことから、保護者代表（施設利用の保護者）あるいはご提案のような地域代表の方を区として選任する考えはございません」と回答している。行政が児童館や学童に関係する保護者や住民に公平性や透明性などのいずれかに疑義を持っていることが文章から分かる。さらに口頭でも同様の意図であることの確認が取れている。特定の誰かを指定したわけではなく「保護者」や「地域代表」としただけで疑義が持たれているのはなぜか。

別の例もある。行政は事実確認もせずに、議会にて過去の選定委員による情報漏洩があったかのような答弁をし、それをもって、過去の選定委員とは無関係の保護者や地域住民に対しても「情報漏洩に対する懸念がある」と判断している。なお、そのとき漏洩したとされる内容は、保護者委員以外に目黒の学童を理解しているものが選定委員にはいなかった、というものだった。当時、保護者が担っていた「学童に精通した者」を、現在誰が担っているかは回答が得られていない。

「一定の条件」が行政で明文化されているか疑問を持つ場面もある。以前から学童の民営化は選定から約2年後であるため、民営化後には在籍していない小学校5、6年生保護者は選定委員になれるのでは、という質問をしており、これまでは回答が無かったのだが、口頭で過去の議会答弁を持ち出し確認したところ「再考の余地がある」事が今更ながら判明した。

これまでの行政の回答をまとめると選定委員になれない区民の「一定の条件」は下記のようになる。

- ・ 当該学童・児童館施設の利用可能性のある小学校保護者（5、6年生の保護

者は再考の余地あり)

理由：利用意思に関わらず学童を利用する権利があるため。情報漏洩のリスクがあるため。

- ・ P T Aや住区会議推薦による地域代表、保護者推薦の学識経験者  
理由：公平性、透明性、説明責任に課題があるため。情報漏洩のリスクがあるため。

「行政責任で判断」という言葉だけで、他に論拠や根拠もなく、今まで同様、上記のような一方的な疑義だけで特定区民を区別しているのであれば、それには区民排除であり区民差別である。民営化計画案時に行政内で決めた「一定の条件」について改めて説明を求めたい。

#### 【陳情事項】

次の事を説明する場を設け、区民の質問に答えて欲しい。

- 1 いつから「利害関係者」が誤解を招く表現だと認識していたのか。
- 2 選定委員にはなれない特定の区民を定める「一定の条件」を適切な表現で説明して欲しい。
- 3 小学校保護者およびP T Aや住区推薦の地域代表というだけで、公平性、透明性や情報漏洩に疑義を持つ理由。